

# 平成26年6月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

委員長名	立原龍一
委員会開催日	平成26年6月26日(木)、27日(金)
所属委員	〔副委員長〕 山田平四郎 〔委員〕 円谷健市 安部泰男 長谷部淳 坂本栄司 桜田葉子 本田朋 佐藤憲保 瓜生信一郎



立原龍一委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…1件  
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

- (2) 議員提出議案：可 決…6件  
：否 決…1件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

- (3) 請 願：採 択…2件

[※請願はこちら【PDF】](#)

## ( 6月26日(木) 企画調整部)

長谷部淳委員

3ページの福島県長期避難者生活拠点形成基金積立約352億円の財源について、福島再生加速化交付金が約252億円となっている。一方、避難地域復興局長の説明では、福島再生加速化交付金は86億円の採択を受けたとあった。これらの関係をわかりやすくかみ砕いて説明願う。

避難地域復興課長

福島再生加速化交付金は昨年度末の国の補正予算で創設された交付金であり、もともとあった長期避難者生活拠点形成交付金（コミュニティ復活交付金）及び子ども元気復活交付金を含め、大きくくり化されたものである。新たに6項目36事業が対象とされ、国の昨年度補正予算及び本年度当初予算を合わせて1,600億円が予算措置されている。

委員指摘の86億円は狭義で説明したものであり、本年4月及び6月に交付決定された額である。一方、議案説明資料に記載の約252億円については、長期避難者生活拠点形成交付金等が衣がえして再生加速化交付金となったことにより、このような表記となったものである。

長谷部淳委員

復興に関するさまざまな交付金や補助金があるが、我々議会としてもどこから来た金がどこに流れてどのように執行されているのかをきちんと把握しなければ、適正な執行がなされているのか判断ができない。そこで、今の説明も含め、金の

流れ等がわかる資料を提供願いたい、どうか。

企画調整部長

歳入歳出の関係なので、総務部財政課とも相談しながらどのような対応ができるか検討したい。

円谷健市委員

地域再生太陽光発電モデル事業について、平成26年5月1日～6月20日の期間で募集していたが、どのくらいの申し込みがあったのか。また、予算内で対応できるのか。

エネルギー課長

6月20日に申請受け付けを締め切り、現在は形式的な要件審査を行っている。約250件の申請があったが、1件当たりの申請金額もまだ精査できていないため、ここで総額を言える状況ではない。ただ、予算額2億円を大幅に超える申請があったことは事実である。

円谷健市委員

補助対象経費の上限は30万円/kWで、50kW未満の設備を対象とし、補助率は3分の1とのことだが、約250件の申請があったということで予算の不足を懸念しているが、どうか。

エネルギー課長

形式的審査の段階で、予算額を大幅に超える申請額であることが確実な状況である。申請総額については、今後、申請内容を精査し、できるだけ早い時期に示したい。

円谷健市委員

申請者は採択してほしいという思いで申し込んでおり、県は再生可能エネルギーを推進している立場であることから、なるべく多くの思いに答えていかなければならない。現時点で予算額をオーバーしているのであれば、予算の増額は考えているのか。

エネルギー課長

当該事業は、太陽光発電事業に単なる外注で投資するのではなく、補助を通じて、みずから施工するなどして継続的に取り組む発電事業者や、発電事業に継続的に取り組んでいこうとする人材を育成する趣旨で進めている。

今回の申請の中にもいろいろなものがあり、計画の熟度が全くないものから、実際に自分たちが発電事業者として参入していこうという方も多くいると思われる。そういった要望がたくさんあり、当初予算の2億円で足りなければ次の措置も考えていかなければならないが、今のところ申請が余りに大量で、形式的審査や内容の詳細検討が終わっていないため、次の予算については現時点で答えることができない。

円谷健市委員

今年度中に設備を完成して売電を開始することが要件のようだが、かなり多くの申し込みがあったことから、二次募集の可能性もあると理解してよいか。

エネルギー課長

当初予算2億円の中での二次募集はないと考えている。

円谷健市委員

9月補正などで予算を追加し、二次募集をかける可能性はあるのか。

エネルギー課長

先ほど述べたとおり、この制度は太陽光発電事業者を育成し、それによって普及を後押しする事業なので、趣旨に合った要望がたくさんあり、それがすくい切れないということであれば追加の措置も考えることになると思うが、それが9月補正なのか、来年度なのか、あるいは同じ形で募集するのか、もう少し工夫すべきなのかということもあるので、今後検討していきたい。

円谷健市委員

地元に戻ると、我々もこの件に関していろいろな相談を受けている。一度の募集でいっぱいになったとすれば、時期的なものはあるにしろ、二次募集も考えてもらいたい。要望とする。

長谷部淳委員

再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランでは、昨年度と今年度について、県民参加型ファンドを普及させる期間と位置づけていたと思う。本会議の一般質問でも県の取り組みに対する質問があったが、福島空港メガソーラーに係る県民参加型ファンドの答弁だけであった。

昨年度と今年度において県民参加型ファンドを普及させるという計画に対し、どのような取り組みがなされており、どのような到達点にあるのか。そのあたりがよく見えないので説明願う。

エネルギー課長

県民参加型ファンドの目的は、地元の方々に金を出していただき、それで事業を育て、その利益を還元して地元で回していこうというものである。一般質問の答弁のとおり、福島空港メガソーラーでは、県民参加型ファンドで1億円、地元市町村や民間企業からの出資により1億円、さらに地元の金融機関からの融資で2億円を集め、ほぼ全ての資金を地元から集めた。事業は3階建てで成っているが、1、2及び3階とも地元の金でやっていきたいと考えており、地元の人が資金調達できる仕組みをつくっていききたい。

また、今後は県民参加型ファンドのような2階レベルの資金調達も仕込んでいきたいと考えている。国では半農半エネモデル等推進事業という補助制度を動かそうとしているが、そういった事業を通じて、地元の人が参加し、県民参加型ファンドに近い形で資金を集め、地元利益を還元するモデルづくりに今まさに取り組んでいる。夏ごろにはその姿が多少見えるようにしたい。

そのほか民間ベースでも、会津地方や浜通りなどで福島空港と同じような形で県民参加型ファンドを募集している事例があり、こういったところも側面的に応援し、県民参加の仕組みが広がっていくよう頑張っていきたい。

長谷部淳委員

再生可能エネルギーに関する6つの協議会が各地域に設置されていたと思う。地域に金が還元できるような県民参加型ファンドを普及していく上で、この6つの協議会がどのような機能を果たしているのかもよく見えないが、その辺はどうか。

エネルギー課長

再生可能エネルギーの推進を担うスタッフを県内各地に配置し、地域が主体となった発電事業を仕込んでいる。例えば、会津地方における県民参加型ファンドを使った事業についても、会津地方に配置されたスタッフが仕事の一部を担っている。また先般、県南地域協議会においては、50kW以下の比較的小さな発電所を分割開発し、そこに地元企業に参加してもらおうという分譲型に近い発電事業が白河市で始まったが、そこにもスタッフを配置している。いわき市や郡山市においても同じような動きがあり、地元の企業が事業を起こし、小型のものを少しずつつくっていくことを組織的に行っているが、それらの仕事の一部を担っている。

桜田葉子委員

3月末に実施された声楽アンサンブルコンテストについて、年々、レベルが向上していると感じており、来場者席も満席であった中で、来年はどのような方向性で開催するのかという観点から質問する。

コンテストの最後に、声楽界の第一人者である福井敬氏や樋口達哉氏を招いてフレンドシップコンサートが行われた。これは、このようなすばらしい声楽家になってほしいというメッセージだと理解しているが、数年前から外国の方を招待し、当該コンサート場で演奏してもらう形になっている。この形は従前とは異なるものであり、「コンテスト」なのか、コンテストと逆のものである「発表会」なのかということを考えさせられる。

全国各地でさまざまなコンテストが行われているが、レベルを確保していかなければ次につながっていかないことをいろいろな場面で体験しており、それは出演者自身も、審査員も感じることである。外国の方を招くことは当該コンサート

の初期のころにはなかった形であり、コンテストというスタイルを考えれば別な場面が見えてくる。外国の方を招くこととした目的は何か。

#### 部参事兼文化振興課長

外国から参加してもらったようになったのは、平成22年3月の第3回コンテストからである。そのときがロシアで、その後は韓国、アメリカ、メキシコ、タイなどから参加してもらい、今回の第7回コンテストではフィリピンから3団体に参加してもらった。

本県は合唱が盛んでレベルが高いという優位性があるため、当該コンテストは人と人の心を結びつけ、福島から全国に元気を発信するという形で進めてきた。全国大会として始まったが、海外からも招致するようになり、今回はフィリピンから3団体の参加があったということである。

今後も引き続き、全国、世界から多くの団体に参加してもらえよう広報活動を行い、本県からすばらしい歌声を発信し、新生ふくしまをアピールしていきたい。

#### 桜田葉子委員

声楽アンサンブルコンテストは「コンテスト」の形で展開している。福島県の合唱レベルは全国1位という評価があり、その福島県で開催するため「自分たちもそのレベルに達したい」という思いで全国各地からやってくる。そして、レベルの高いコンテストを通じて、自分たちの音楽が訴える力につながることを感じるものだと思っている。しかし、第3回コンテストから「全国から世界へ」という視点が入ってきた。

応募により出演するのはよい。しかし、「このような演奏をしてほしい」と皆に伝えるべき最後のフレンドシップコンサートにおいて、一流の声楽家たちを本県に招いた中で、あのようなパフォーマンスともいべき誤解を招く演奏をさせる必要があったのか。フレンドシップコンサートは「コンテスト」ではないため「発表会」ということになるのかもしれないが、せっかくコンテスト全体のレベルが上がったところで、外国からの演奏者のレベルと言っては失礼だが、世界から来たからといって特別枠で演奏させる必要があったのか。

今後も当該コンテストは続いていくと思うが、出演者はみずからのレベルをしっかり認識してコンテストに臨むため、今の形では「福島のコンテストはどうもそういうコンテストではない」と思われ、だんだんレベルを維持できなくなることを懸念している。なぜ外国からの演奏者を特段引き出して演奏させるのか。

#### 部参事兼文化振興課長

まず、コンテストの部分については、各都道府県合唱連盟からの推薦と公募がある。また、公募については国内と海外の部分がある。今回、海外からは6団体の応募があり、そのうち3団体が予選を通過して本選であるコンテストに出場となったが、それがフィリピンからの団体である。したがって、コンテストに出場するための審査を経た団体が声楽を披露したということである。

委員指摘のフレンドシップコンサートについては、審査結果が出るまでの時間を使い、来場者にいろいろな音楽を楽しんでもらう趣旨で行っており、その中で声楽家の方の歌声や外国の方の演奏を披露してもらったものである。外国の方に演奏してもらうことは、コンテストというより国際交流的な意味合いがあると思っている。ただ、委員の指摘を踏まえ、来年度以降、特にフレンドシップコンサートのあり方については検討を進めていきたい。

#### 桜田葉子委員

フレンドシップコンサートは、楽しんでもらうためのものではなく、世界に誇れる日本の超一流の声楽家に歌っていただくものというのが私の認識である。本物を届けるということであり、認識が違うようである。本物を届けることが感動につながり、感動こそが感性を育むことにつながる。そのためのアンサンブルコンテストだと理解している。

外国の方を否定する言い方になってしまったが、公募して審査を受けたにしては、余りにも質が違い過ぎると思う。そこはどうか理解すればよいのか。主催は県だが、合唱連盟とともに開催している。審査も県ではできないため、合唱連盟を通して審査している。公募し、審査して、ある程度のレベルの方々がステージに上る。それが超一流のコンサートにつな

がるのであれば日本人でも外国人でもよいのだが、そこに違いを感じている。民俗芸能ではなく、クラシックのコンサートである。そこをもう一度考えてほしいが、どうか。

文化スポーツ局長

委員指摘のフレンドシップコンサートには、国際交流や友好親善という側面がある。ただ、その出演者については、審査を通過してレベルが認められた団体であるため、「余りにもレベルが違うのではないか」、「クラシック音楽の観点から、そのような演奏は違うのではないか」という指摘があるのであれば、フレンドシップコンサートの組み立てについて合唱連盟ともさらに精査し、クラシックに純化し最高レベルの演奏を届ける方向に特化していくか、国際交流の部分は別の場に設定するかなどについて、今後整理していきたい。

長谷部淳委員

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想について、当該構想の研究会には副知事が参画し、先般、最終報告が取りまとめられたところである。さまざまなことがこれからになると思うが、廃炉や災害対応ロボットの研究開発から農林水産、再生可能エネルギー等の分野までかなり幅広い構想だと認識している。しかし、いろいろなところから関係機関が来てくれるのはよいが、結局、金が全て東京へ流れてしまうような構想になっては困る。研究会には副知事のほか、いわき市長や南相馬市長、地元の町村会長なども入っており、地元の中小事業者が参加しやすい仕組みづくりもあわせて議論されなければならない。その辺はどのような形で反映されていくのか。

企画調整課長

イノベーション・コースト構想は、①廃炉関連産業、②災害対応ロボット産業、③再生可能エネルギーを含めたエネルギー関係、④農林水産業—の大きく4つのプロジェクトに分けられる。これらのプロジェクトには、地元の経済を支え、地域住民を雇用している地元企業が参画していくことが重要と考えている。

まず、ロボット産業への地元企業の参画について、これらは非常に高度な分野であることから、地元企業もスキルアップしなければなかなかすぐに参入できないため、今年度から技術開発を支援する事業を実施している。予算額は約7億円で県内企業を対象とし、特に地元中小企業は4分の3の高率補助としており、現在公募を行っているところである。こういった補助金を使いながら、地元中小企業が参画できるよう支援していきたい。

また、中小企業にとって身近なハイテクプラザがあるので、ハイテクプラザが相談役となってそういった産業に参入できるよう進めたいと考えており、地元を支えるハイテクプラザとして、今後は支援機能を強化していきたい。

廃炉関連産業については、大手プラントメーカーが中心となって入っているが、そこに地元中小企業が入るためには大手企業とビジネスマッチングする仲介役が必要と考えている。そういったコーディネーターについても設置に向けて取り組んでいきたい。

エネルギー分野については、いわき市や広野町にIGCC（石炭ガス化複合発電）という高効率の石炭火力発電所が計画されているとともに、新地町にはLNG（液化天然ガス）の受け入れ基地建設が予定されている。これらによる雇用は4,000人と見込まれており、地元中小企業も関連事業に大いに参加できるものと考えている。

農林水産業については、浜通りにはもともと多くの農業従事者がおり、4世帯に1世帯が農業従事者だったというデータもある。また、構想には農林水産業で再生していくことも盛り込まれている。ただ、高線量地域では従来の農業がなかなか難しいこともあるので、そういった地域については、例えば植物工場をつくり地元の農家に携わってもらったり、ICT（情報通信技術）や農業関係ロボットを活用し、農業従事者の帰還が少なくとも少人数でできるスマート農業など、新しい農業にも取り組んでいきたい。

これらはいずれもイノベーション・コースト構想研究会の報告書に掲載されており、6月24日に閣議決定された「骨太の方針」にも位置づけられている。そういった意味で、これらの取り組みを着実に支援していくことが政府の大きな方針となっているので、地元中小企業が本構想におけるプロジェクトに何とか参加できるよう取り組んでいきたい。

長谷部淳委員

浜通り地域の産業の活性化と銘打たれているので、そのような方向でぜひしっかりと進めてほしい。

次に、再生可能エネルギーに関しては産総研（産業技術総合研究所）の福島再生可能エネルギー研究所があり、農業に関しては県の浜地域農業再生研究センターがある。それらの機関との関係は、今後どのように整理されるのか。

#### 企画調整課長

福島再生可能エネルギー研究所はことし4月に郡山市にオープンした。中通りではあるが、現時点でもいわき市の企業2社が連携して共同研究を進めている。イノベーション・コースト構想においても当該研究所と連携し、浜通りの中小企業が再生可能エネルギーの研究開発に取り組み、自社製品を開発していくという流れで進めていきたい。

農林水産業については、構想の中でも浜地域農業再生研究センターを活用して営農再開を支援することや、新しい農業の研究開発をしていくことなどが書かれている。

いずれにしても、既存の拠点と今後計画されている拠点をあわせて活用しながら、一体的に構想実現を推進していきたい。

#### 坂本栄司委員

復興公営住宅について、応募者数が募集戸数に達しなかった箇所があるが、応募者数が少なかったことをどのように原因分析しているか。

また、7月1日から再募集を開始することになっているが、前回と比べて何か変更はあるのか。再募集では対象市町村を拡大することも必要と思うが、どうか。

#### 生活拠点課長

初回の募集は4～5月の2カ月間で528戸の入居を募集し、全体で1,130件、2.1倍だったが、委員指摘のとおり、立地場所により状況は異なり、福島市で0.8倍、会津若松市で1.1倍、郡山市で2.2倍、いわき市で2.7倍であった。

原因については、まず初回の募集であったため、我々も周知に努力したつもりだったが、なかなか全ての避難者に行き届かなかった部分もあったことは否めない。また、避難者側の事情として、財物等の賠償の状況を見定めていることもあると思う。さらに、例えば会津若松市の住宅は大熊町民を対象に募集したが、大熊町民はいわき市の住宅にも応募できたので、応募が分散したものと考えている。

7月に再募集を行うが、復興公営住宅整備のベースにはコミュニティーの維持・再生を旨としていることがあるため、今回の再募集では初回と同じ町村民の方を対象として実施したい。ただ、再募集に当たっては、前回以上に広報、周知に力を入れていきたい。

なお、7月の再募集で募集戸数に達しない事象が生じた場合は、各町村とも相談の上、入居対象の町村を拡大して再々募集を行うなど弾力的な取り扱いも考えていきたい。再募集の対象住宅については、再々募集まで行っても入居スケジュールに影響が生じない行程で進めたい。

#### 坂本栄司委員

意向調査の結果を見て大体の予測をしたのだと思うが、人の気持ちは変わるので、柔軟に対応願う。

次に、「地域と一体となった新たなコミュニティーの形成を図る」との説明があったが、かなり難しい問題だと思う。実例で言うが、仮設住宅に入っていると交流サロンなどがあり、内側の交流を大事にすることはできるが、外側との交流を図る機会がなかなかない。また、借り上げ住宅の方からは、アパートに入っていると、隣人との交流はほとんどないという声が多い。

今後、集合住宅に避難者が集まるが、これから相当期間そこに住むことから、地域の方々とうまく交流する努力もしてほしいとの思いもある。一方、地域コミュニティーや人とのつき合いが薄れている昨今、集合住宅の入居者ともともいる人のグループとで別れてしまい、ちょっとしたことであつれき等が生じることは避けたいが、そこがなかなか難しい。

私は今、三春町の16軒くらいの自治会に入っているが、年間イベントは2回の草刈りと1回の酒飲み程度である。また、私は福島市に来る機会が多いため、すれ違ったときに声かけはするが、地域との交流はそれほど深いわけではない。その

程度のつき合いしかできない中で、入居者たちが地域にしっかり溶け込むことは、生半可なことではない。その辺をしっかりと捉えて、本当にきめ細かく継続して取り組む必要があると思うが、現在はどのような計画を持っているのか。

生活拠点課長

当初予算で議決してもらったが、復興公営住宅約100戸当たりには2人程度のコミュニティ交流員を置くこととしている。コミュニティ交流員は、入居者同士や近隣住民との交流の橋渡しを行うものであり、既往の災害時におけるコミュニティ活動の前例等も踏まえながら、例えばイベントや地域の伝統芸能、祭りなどをうまく絡ませる形で、組織的かつきめ細かく丁寧に入居者と地域の間をつないでいきたい。

坂本栄司委員

郡山市の日和田団地、八山田団地、富田団地のあたりでは3～4人程度の配置になると思うが、将来的にはふやしていくことも念頭に入れておかなければならない。考えがあれば聞く。

生活拠点課長

約100戸に2人程度であるが、今後復興公営住宅の整備が進むにつれて人的拡大を図り、今の4,890戸の整備計画に対し、最終的には100人程度で活動するようになると考えている。

先ほど「組織的に」と述べたが、コミュニティ交流員の活動をサポートするとともに、企画のコアとなるようなスーパーバイザーについても予算を認めてもらっており、そういった専門的な専任スタッフも活動させることによって交流を進めていきたい。

本田朋委員

本会議の一般質問において、再生可能エネルギーの推進に関して幾つか質問したが、企画調整部長ではなく農林水産部長が答弁したのも2つあり、今後こういったケースはふえてくると思う。今回質問したのは農業用ため池におけるフロー式太陽光発電と小水力発電についてであったが、再生可能エネルギーを推進していくに当たり、どうしても1つの部だけではやり切れず、複数の部が関与して進めていかなければならない施策もあると思う。そういった部局間の連携について、どのように進めていくのか。

エネルギー課長

現在も、県庁内に再生可能エネルギー推進室を設け、定期的に各担当課長等が集まって推進方策を検討している。また、商工労働部には次長と兼務の再生可能エネルギー推進監がいることから、そこに毎週集まり、情報交換しながら各部で連携した再生可能エネルギー事業の推進を議論している。

ただ、各部とも復興事業を抱えており、まだまだ手が回らず若干歩みが遅い部分もあるかもしれない。また、特に小水力発電等については調査や準備に時間がかかることもあるが、着実に事業の姿が見えるよう進めていきたい。

本田朋委員

私も一般質問の質問調整で議論した際、各部が通常業務をこなしながら取り組んでいる中で、再生可能エネルギーまで手が回らないこともあるのかもしれないと感じていた。そこで、主体性を持って議論をリードしていく存在が必要であるが、企画調整部は県の政策を引っ張っていく立場であり、そのような立場にあると思う。再生可能エネルギー推進室を立ち上げ、商工労働部には推進監がいるにしても、企画調整部のその辺の機能をもう少し強めてもよいと感じるが、所見を聞く。

企画調整部長

再生可能エネルギーの先駆けの地を目指し、2040年までに県内の必要エネルギー相当量を再生可能エネルギーで賄っていくという大変大きな目標を掲げているが、これには量と質の両方の問題があると思っている。非常に高い目標であるため、企画調整部エネルギー課が日ごろやっている業務を超えて、各分野が一体となって全員野球のように取り組んでいかなければならないという問題意識は私自身も持っている。

そのような認識のもと、新生ふくしま復興推進本部においても議題として取り上げ、再生可能エネルギーを各部の県有

施設でどのように進めていくかというフォローアップも行った。各部ともまだまだ災害復旧・復興という局面の中で、第一順位としてその行政目的に取り組んでいくことはもちろんだが、原子力に依存しない社会をつくるという大きな目標を復興計画や総合計画に位置づけているので、いま一度ねじを巻き直して取り組んでいきたい。やり方はいろいろあると思うが、企画調整部がリーダーシップをとってしっかりやっていくので、今後ともよろしく指導願う。

#### 長谷部淳委員

復興対策推進プロジェクトチームについて、ことし4月に立ち上げ、「健康と安全・安心を守る」、「子どもを育む」をテーマに、部局横断で施策の方向性などの検討を開始したということであり、知事も当面の諸課題に対する所信の一端を述べた中で、時間の経過とともに生じる新たな課題への対応が必要だと言っていた。

プロジェクトチームにより将来を見据えた制度設計や財源確保につなげていきたいとの説明であったが、詳しい議論はまだこれからにしても、具体的に今後どのように進めていこうとしているのか。

#### 避難地域復興課長

震災から3年が経過したが、この間、委員指摘のとおり、新たな課題が発生している。また、避難者を取り巻く環境も、仮設住宅から公営住宅に移ったり、新生活が始まるなど変化する中で、新たな問題が発生してくると思っている。そういった中で、ことし4月に新生ふくしま復興推進本部の中に当該プロジェクトチームを位置づけ、各部の政策監や次長を構成員として、委員指摘の2つのテーマに沿って議論を進めてきた。

具体的には、特に避難者の相談や見守り体制が喫緊の課題と認識しており、例えば相談員の相談体制や、相談内容が高度化していることから相談員のサポート体制をどのように整えていくか、あるいは相談員をさらに補佐する機関として心のサポートセンター等各種機関があるので、行政機関を含め、そういった機関との有機的連携をどのように図っていくかについて議論を進めている。

これらについては6月11日に知事が行った政府予算要望の中でも重点要望の1つとして上げており、国に対しても財政面を含めた支援を求めている。

ただ、議論を始めてまだ間もないため、将来的な財源措置やどのような制度に持っていくかも含め、引き続き検討を進める中で、場合によっては国に要望するなどして、できれば次年度に予算措置できるよう進めていきたい。

#### 佐藤憲保委員

2月定例会でも述べたが、震災から5年間の集中復興期間が間もなく終了する。これは、阪神・淡路大震災において、被災者が仮設住宅を出たのが5年後だったことを基準にしたのだと思うが、4年目に入った今でも復興公営住宅が十分整備されておらず、今後も仮設住宅にとどまらざるを得ない現状がある。これは本県に限らず、宮城県、岩手県においても同様である。

知事の政府予算要望の中で集中復興期間の延長を要望したということだが、現実に期間満了が目前に迫っており、5年間では到底整理できない。まして本県は複合災害である。そこで、被災3県で連携し、こういう状況だから5年間ではだめだと、平成30年までかかるのであれば今後5年、10年を集中復興期間にしてほしいという動きを国に突きつける大事な時期なのではないか。

今後も仮設住宅に住み続けなければならない人が現実にいる。復興公営住宅は十分に進んでおらず、進んだとしても産業や環境など各分野でさまざまな課題を背負っている。そのような中での延長要望だが、国も余裕はないと思う。しかし、これを認めさせるため、被災3県で連携し、3県の知事が共同で要望するなどの動きをつくるべきだと思う。まず聞くが、知事要望の際の国の反応はどのようなものだったのか。

#### 企画調整課長

6月11日に知事が国に対して集中復興期間の延長を要望してきたが、国の反応は、「期間満了の平成27年度までもう1年あるのだから様子を見ながら」という意見や、「福島県は原子力災害という特殊事情があるので、必要な予算は確保していく」という意見があり、復興大臣からも「福島県は特殊事情があるので、そこは引き続き考えて必要な予算をつけて



いきたい」という意見があった。政府与党としては、総論としては必要予算の確保ということで理解を得つつも、来年度予算についてはまだ集中復興期間の中であることから、なかなか今すぐ決め切れないという反応であった。しかし、県としては来年度になってからの議論では非常に遅いと考えているので、今年度から国に対してどんどん要望していきたい。

また、被災3県と連携した要望について、これまでも青森県も含めた被災4県で定期的に打ち合わせを行っているが、他県も含めて集中復興期間だけで終わることではないので、連携して要望することも考えていきたい。

佐藤憲保委員

国は被災地の声に寄り添うと言いつけているので、現実をしっかりと突きつけて、ぜひ形にしてほしい。

次に、イノベーション・コースト構想について、廃炉は40年以上かかると言われており、それを見通した大きな地域復興策を含めた構想と理解している。しかし、「骨太の方針」に盛り込まれたから一安心などという甘いものではない。国は看板はかけても、いざ事業化する段階になると、単年度ごとに「これはだめ、あれはだめ」、

「10、20年先のものにお墨つきを出せるか」、「こんなものは外せ」など、必ずこのようなやり取りが生じてくる。ことしは何を動かすのか、きちんと具体的に考えていかなければならない。

構想の中でも、廃炉は国策としてやり続けなければならないため、廃炉関連事業は必ず続くと思う。ロボット関連産業についても、国の独立行政法人等と民間などが連携して大きな展望で取り組むということであれば続くと思う。しかし、地域政策や地域農業再生など、地域課題に限定されたものは必ずずたずたにされるので、そうさせないことが県として大きな課題になってくる。その辺を見越して、「骨太の方針」に組み込まれたから第一段階クリアなどと安心せず、しっかり対応するのが大事である。

福島県の声に対し、財務省は冷淡にしか受けとめない。国同士でやらせることが最大の効果を発揮するので、せっかく地元にある福島復興再生総局をいかにこちら側に引き寄せ、ともに取り組んでいくかである。復興大臣や復興再生総局を巻き込み、次の一步は何かということを考えながらやってもらうよう要望するので、ぜひしっかり対応願う。

企画調整部長

まず、集中復興期間延長に向けての取り組みについて、被災4県の復興・企画担当部長会議というものがあり、過日、参加してきた。各県の復興・企画担当部長は皆同じ認識であり、特に、宮城県、岩手県では5年間でまだまだ終わる状況にはないとの考えである。まして福島県は複合災害でそのような状況にないことを互いに話し合い、今年度から改めて4県で集中復興期間の延長を申し入れることとなった。具体的には来月以降になると思うが、適切なタイミングで行うこととしている。

次に、イノベーション・コースト構想の実現に向けて、まず第一歩として「骨太の方針」に盛り込まれたことはあるが、委員指摘のとおり、実際にこれをどう具現化していくかが重要である。先日の要望活動では、まずは省庁でしっかり体制を組んでほしいという要望もしてきたが、そういったことは当該構想の報告書の中にも記載されている。報告書では中央政府における体制のほか、現地における体制について「福島県、関係市町村、地元各界、有識者、関係省庁の現地機関などからなる推進会議を設置し～」と記載されており、具体的には今後の検討になると思うが、これらの推進体制についても早急に検討していくことが次の一歩だと思っている。

また、構想の内容を実現していくに当たり、国から査定等いろいろな意見を受けるであろうことは我々も覚悟している。しかし、それを念頭に置いて、集中復興期間の延長にあわせて財源確保ということで、県や市町村が自主的、効果的に活用できる自由度の高い財源の仕組みを検討するよう要望している。

構想実現のためにはいろいろなやり方があると思うが、あらゆる手を尽くしながら、絵に描いた餅と言われぬよう一丸となって頑張っていくので、よろしく指導願う。

## ( 6月27日(金) 生活環境部)

坂本栄司委員

4ページの避難区域内科学物質等処理促進事業について、化学物質の処分や保管に対する補助との説明だったが、具体的にどのような物質があり、どのような積算で事業費を20億円としたのか。また、当該化学物質が見込みよりたくさんあった場合、増額補正するのか。

産業廃棄物課長

立ち入りが制限されている区域内に所在する工場や事業所等において、震災、原発事故等の影響により化学物質等がそのまま残置されている状況があるため、これを処分、あるいは処分できないものは安全に保管するための経費について補助するものである。具体的には、化学製品の材料になるトルエン、キシレン、ホルムアルデヒドや、農薬の原材料となるチオフェノールや過酸化物などがあるということで、保管状況の悪化により、漏えいして環境汚染や火災を引き起こす危険性が懸念されている。

20億円の根拠については、今のところ1事業者当たり2億円程度で5～10社程度を想定しており、これは国の原子力災害対策本部による現地調査で得た数である。帰還困難区域である大熊町、双葉町、富岡町、浪江町を調査したもののだが、今後、さらに調査することとしており、状況に応じて対象を拡大していく可能性はある。

坂本栄司委員

補助金であることから、事業者から申請が上がってきたものを審査し、交付する形になるのか。

産業廃棄物課長

財源には福島再生加速化交付金を充てており、事業者の申請を受けて交付する流れは委員指摘のとおりである。

安部泰男委員

2ページの国際ユニバーサルデザイン会議（福島開催事業）について、プレ会議を実施するとの説明だったが、本県でどのような会議を行うのか詳細を説明願う。

青少年・男女共生課長

ユニバーサルデザインのさらなる普及、実現を通して、社会の健全な発展に貢献するとともに、日本発のユニバーサルデザインを広く世界に発信し、福祉向上に寄与することを目的として、平成14年に第1回会議が横浜市で開催された。それ以降、2年または4年間隔で国内各地で開催され、今年度は第5回ということで本会議を東京都で開催することになっている。主催者は一般財団法人国際ユニバーサルデザイン協議会であり、県も連携して取り組んでいきたい。

本会議は11月11～13日に東京都で開催され、本県で開催するプレ会議は11月9日、10日に開催される予定である。内容については主催者と協議しているところであるが、現在想定しているのは、例えば県内で視察を行い、それを踏まえたシンポジウムやワークショップ等により議論してもらい、さらに本会議においてプレ会議の成果を発表するというものである。

安部泰男委員

本県のこういったものを紹介する予定なのか。

青少年・男女共生課長

内容については主催者と協議中だが、本県の復興・再生といったものをテーマにしたいと考えている。このため、本県の震災関連施設などをまず見てもらい、それをテーマとしてシンポジウム等を開催したい。

安部泰男委員

4ページの緊急時・広域環境放射能監視事業については、モニタリングポストの増設との説明があったが、どのくらい増設するのか。

放射線監視室長

福島再生加速化交付金を活用し、市町村から要望のあったリアルタイム線量計等を追加整備するものである。リアルタイム線量計87台、可搬型モニタリングポスト1台の合計88台を整備する予定である。

長谷部淳委員

地下汚染水問題について、つい先日、東京電力（株）から下部透水層の汚染の話があったが、私は今の委員会メンバーになる前の昨年9月定例会でも指摘していた。

福島第一原子力発電所の地盤の下に上部透水層があり、その下に難透水層があり、さらにその下に下部透水層があるという。上部透水層の水は海岸から2.5km先で海に流出しており、下部透水層の水は12.5km先で海に流出しているとの専門家の指摘があるため、透水層から水が漏れ出す場所でのモニタリングが必要だと述べたが、現実に下部透水層の汚染が進んでいるとの状況が確認されれば、いよいよモニタリングが必要になると思うが、どうか。

原子力安全対策課長

委員指摘のとおり、地下水の流れには上部、下部透水層がある。これまで上部透水層の地下水について観測を行ってきたが、下部透水層への汚染の拡大を確認するため、本年1月から新たに観測坑を設置して観測を開始した。

東側に3本の観測坑を掘り確認したが、そのうち1本からトリチウムが170Bq/l、130Bq/lという値で5月に検出された。また、今後、凍土遮水壁を設置するというので、設置した際の地下水への影響を確認するため、さらに3本の観測坑を掘って確認している中で、そのうち1本から下部透水層で3,100Bq/l、4,700Bq/lというトリチウムが検出された。

ほかの2本についてはND（検出下限値未満）ということで検出されていないが、この1本についても汚染の拡大を示すものではなく、部分的に観測坑を掘ったことによる影響と推測されている。つまり、観測坑を掘ったことで、汚染水が上部から下部へ流れる道ができてしまったことがある。さらに、これまでは下部透水層のほうが水圧が高く、下から上への圧力があることから、上から下に流れることは想定されていなかったが、一部の場所において水圧が逆転していることが判明し、この圧力の逆転と観測坑の道筋ができてしまったことにより、その場所においてトリチウムが検出されたと推測されている。

これについては、それぞれの観測坑における今後の観測結果を注視し、凍土壁を施工するに当たっても地下水が上から下に流れない対策をとることとされているが、我々としてもしっかりと状況を監視していきたい。

なお、海側には遮水壁が設置されているが、海側遮水壁は下部透水層までとめる構造となっている。

放射線監視室長

海域モニタリングについて、承知のとおり、県では放水口付近と沖合2kmまでの6地点で海水は毎月、海底土は3カ月に1回程度測定している。事故前に比べると数値は高くなっているが、調査を開始した平成25年6月以降に異常な変化は確認されていない。また、試験操業海域を含む沿岸海域でもモニタリングを実施しているが、海水は原発事故前の値と比較して同程度であり、海底土は事故後との比較で大きく減少している。地下水の流れはゆっくりであるため、これからも長期的に動向を見守っていきたい。

長谷部淳委員

廃炉安全監視協議会では、地下の構造や地下水の動態などについて、東京電力（株）に対してどのような要望をしているのか。

原子力安全対策課長

これまで監視協議会では、地下水バイパス計画や海側からの汚染水漏えいなど、さまざまな地下水に関する議論を行ってきた。まずは地下水の流れがどうなっているのかをしっかりと把握することが大事と考えており、必要に応じて観測坑を設置し、観測値の傾向から地下水の流れ等を把握することにより適切な対策をとるよう、それぞれの時点での対策を確認しながら必要な申し入れを行ってきた。今回のトリチウムが検出された件に対しても、改めて監視協議会で議論しながら必要な申し入れを行ってきたい。

安部泰男委員

先日、富岡町を訪問して意見交換を行ってきたが、町は木戸ダムの除染を要望しているという。これに対する環境省の対応はどのようなものか。最新の情報があれば聞く。

除染対策課長

土木部と情報交換しながら状況把握に努めているが、現時点で環境省としては、モニタリング等により確認している中では生活空間への直接的な影響は見られないということで、要望に対応する具体的な方針等は示されていない。

安部泰男委員

前と変わっていないという理解でよいか。

除染対策課長

引き続き土木部とともに情報収集に努めていきたい。

安部泰男委員

原子力発電所の現地駐在員を4月から新たに配置するとともに、原子力専門員を2名増員したとの説明があったが、原子力専門員はこれまで2名いたと思うので、4名になったという理解でよいか。

原子力安全対策課長

昨年度まで原子力専門員は1名であり、4月から2名増員したことにより、現在は3名である。

安部泰男委員

現地駐在員は檜葉町の道の駅に常駐し、毎日第一原発に出向いているということだと思うが、第一原発の廃炉作業でもし事故があった場合、現地駐在員はどのような対応をとるのか。

原子力安全対策課長

4月1日から檜葉町役場に職員3名、原子力専門員1名、再任用職員1名の5名が常駐している。現地駐在員は平日毎日現場に入り、プラントパラメータ（水位、圧力、温度など）や原子炉の安定状況の確認を行うとともに、それぞれのトラブルに対する対応や、新たな対策に関する取り組み状況の確認などを行っている。

トラブル時の対応については、トラブル発生の通報があり次第、構内にいれば当然すぐに確認することになるが、休日や夜間であっても交代制で担当を決めておき、すぐに現場に入り、トラブルや事故対応の状況確認、いつ解決されるかなどの情報収集を行い、本庁と連携を図りながら対応していく体制をとっている。

安部泰男委員

太平洋・島サミットについて、ことしの2月定例会で我が会派の甚野代表も質問したが、沖縄で当該サミットが開催されたときには高校生のサミットも開催されたという。未来を担う子供たちの交流も必要と思うが、何か検討しているものはあるか。

部参事兼国際課長

委員指摘の高校生サミットは沖縄開催のときに開かれたが、それ以前のサミットにおいても地元とのさまざまな交流が行われてきた。本県開催においては、太平洋・島サミットへの周知を図り、おもてなしの機運の醸成を図るため、例えばポスターコンクールなどのPR活動を行うほか、ことし秋には在日各国の大使の方々を呼び本県を見てもらうとともに、県民との交流や講演会などを行うイベントを開催したい。ただ、本番のサミットの詳細日程や、その中にどのようなものが盛り込まれ、どのような枠組みで交流していけるかということもあるので、それらを勘案しながら今後詰めていきたい。

坂本栄司委員

中間貯蔵施設について、先日行われた住民説明会では、県外での最終処分は日本環境安全事業（株）の設置法を改正し、その中に明記するということがあったと思うが、日本環境安全事業（株）で間違いはないか。

産業廃棄物課長

そのとおりである。

坂本栄司委員

日本環境安全事業株式会社法を改正して30年以内の県外最終処分を担保するという説明だったと思うが、私はその話を説明会の会場で初めて聞いた。法律を改正して対応するという説明は、県には事前にあったのか。

産業廃棄物課長

30年以内の県外最終処分の法制化については、これまでも国に対して方針等を明確にするよう申し入れてきたが、住民説明会前の先月27日、住民説明会の事前説明のために大臣等が来県したときに、日本環境安全事業株式会社法を改正して対応するとの考えが示された。

坂本栄司委員

事前に県に考えが伝えられていたことは理解した。

この会社の法律を調べてみると、附則第3条に「平成28年3月31日までの間に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況等を勘案しつつ、会社の在り方について、この法律の廃止及び民営化を含めた見直しを行うものとする。」という記載がある。

平成28年は2年後なので、見直しして延長することになるのだと思うが、もともとはPCBの処理を行うための法律である。全面的に改正するのだろうが、本当にこの会社がきちんと管理できるのか非常に疑問である。その辺の担保は、県はどのように要求していくのか。

産業廃棄物課長

委員指摘のとおり、PCBを処理するためにつくられた国の全額出資の特殊会社であり、PCBの処理は平成13年にPCBに関する特措法ができたときに15年以内に処理するということで進んできた。ただ、28年はもうすぐだが、PCB処理の進捗がおくれているため、政令改正等により期限が39年まで延ばされており、PCBの処理はさらに続くことになる。

国はこの日本環境安全事業株式会社法の改正により、県外最終処分の問題も含めて対応したいということであるが、現時点では改正によりどのような規定となるのか、国の責任や内容等も含めて国の考えがまだ示されていないので、示された段階でしっかり確認していきたい。

坂本栄司委員

住民説明会の会場には多くの環境省職員がいたが、今回の説明会で住民が納得したかという点、それにはほど遠かったのではないと思う。1つには、補償の基準が示されなければ、判断のしようがないことがある。具体的に言うと、私のところに固定資産税の納付書が届いたが、課税評価額は課税免除のため0円となっている。自分の土地が幾らなのか判断できなければ、土地の譲渡に協力できないのは当たり前のことと思う。以前、平成23年3月時点の8割程度ではないかというマスコミ報道があったこともあり、恐らく皆その辺の判断材料が欲しかったのではないか。双葉町長からの話では、住民説明会の中ごろ、町長から「必ずこういう質問が出るのできちんと答えてほしい」と環境省に要望したらしいが、一切回答はなく、納得できなかったという。住民は再度の説明会開催を求めており、それがあろうかとはともかくとして、その辺をできるだけ具体的に示すよう県からも求めてもらいたい。これは要望である。

次に、既存の管理型処分場の活用について、住民説明会の際に不思議に思ったのが、フクシマエコテッククリーンセンターを選定した時期や手順である。これらに関する質問があったときに、環境省は「平成23年10月に中間貯蔵施設等の基本的考え方（ロードマップ）を公表したときに、その旨も触れている」と回答した。23年10月にそういったものはあったか。

産業廃棄物課長

平成23年10月に公表されたロードマップの中で、福島県内で発生する特定廃棄物（対策地域内廃棄物、指定廃棄物）の処分に対する流れを示しており、その中で、特定廃棄物については既存の管理型廃棄場を活用したいとの考えが示されている。住民説明会の中で国が説明していたのはその件だと理解している。

坂本栄司委員

具体的にフクシマエコテッククリーンセンターということではなく、大きな枠組みとして既存の管理型処分場で処理するという話はあった。私の記憶では、平成23年10月時点では具体的にフクシマエコテッククリーンセンターに埋めるという話はなかったと思う。この話が急に浮上したのは翌年2月以降だったと理解しているが、県はどのように認識しているか。

産業廃棄物課長

平成23年12月の段階で双葉郡という話があったが、24年3月10日に県や双葉郡8町村に対し、中間貯蔵施設を3つの町（双葉町、大熊町、楡葉町）に分散設置する考え方が示されたときに、あわせて富岡町にある管理型処分場も活用したいとの話があった。

坂本栄司委員

この辺の時系列的なものは重要な面もある。環境省の説明は、平成23年10月時点でこの場所が候補地としてあったような内容だったが、24年3月10日と具体的な日時が出たので、そのように訂正してもらおうと思う。

次に、6月15日の住民説明会だったと思うが、フクシマエコテッククリーンセンター活用に係る公害防止協定の中で、放射性物質をふやすことについて、今後どのような手続をするのかという質問に対し、環境省からは改めて考えていきたいとの回答があった。この回答をどう捉えているか。

産業廃棄物課長

既存の管理型処分場を活用したいとの要請については、地元への説明がなされ、県も地元とともに、要請に対して検討しているところである。仮に活用することになれば、どのような協定が結ばれるかについては、県、町、住民などを含め、今後の話し合いになると思う。

坂本栄司委員

住民説明会には近隣の下流域の方々も随分来ていたと思うが、やりとりを聞いていると、是とする意見は全く出ず、ここではないところという意見ばかりである。公害防止協定をこれから結び直すことは困難だとも感じるが、そういう中で、住民からは民間の運営ではなく、国有化してやってもらうことが大前提になるという話もあった。もし受け入れることになった場合、フクシマエコテッククリーンセンターの敷地を国が買って運営したほうがよいと思うが、国が買収を要請しているかについて、県は把握しているか。

産業廃棄物課長

委員指摘のとおり、住民説明会では、民間事業者であるフクシマエコテッククリーンセンターに管理を委託すると説明していたが、それに対して、国が直営で行うべきなど施設運営に関するさまざまな意見があったことは我々も承知している。

放射性物質汚染対処特措法では、対策地域内の指定廃棄物を国の責任において処理しなければならないと明確に規定しているが、今のところ国有化までの言及はない。国有化に関する国の考えも明確に示されていないので、県としても把握していない。

坂本栄司委員

住民説明会では、民間事業者が管理することに対する不安の声がかなり大きかった。新しく整備するのではなく、既存の民間施設を活用するとしても、将来にわたり安全性を確保していくためには、国が最後まで管理するのが一番よいと思う。そういった意見を環境省にも具体的に上げて、できれば国有化の方向で進めてもらいたいと思うが、所見を聞く。

産業廃棄物課長

民間の管理型処分場活用の要請に対しては、住民説明会において、委員指摘のような運営管理、安全性等に対するさまざまな意見があったので、これらを踏まえて国がどのような対応をするのか、しっかり精査、確認していきたい。

坂本栄司委員

最後に、受け入れるのであれば国有化が必要ということであり、受け入れを前提に指摘したものではないことを、誤解

がないよう念のため申し添える。

桜田葉子委員

ことし4月、福島第一原発4号機建屋等の調査を委員会で開催した。それ以前に、誰かが配管のバルブを開けたことで汚染水が漏れ出したが、誰が開けたのかはわからないという事象があった。誰が開けたかわからないということは、誰でも開けられる状況であったとも言い換えることができると理解している。そのような視点を持って調査してきたが、配管はむき出しであり、作業員や車の出入りの状況を見て、テロ対策をしっかりと進めていかなければならないと感じた。東京電力(株)ともそのような協議をしてきたが、監視カメラの設置などテロ対策についてどう考えているか。

原子力安全対策課長

震災にかかわらず、原子力発電所では従前より、敷地境界の防護柵や必要箇所へのカメラの設置など、テロ対策についてさまざまな対策がなされてきた。しかし、現在の第一原発はかつての状況とは全く異なっており、さらに厳しい管理が必要になっていると認識している。また、誤操作による汚染水漏れや建屋への誤移送などの問題も起きており、必要な場所に監視カメラを設置するなどの対策が行われているところである。ただ、監視カメラばかりでなく、テロも含めたリスク想定をした日ごろの現場管理をしっかりと行うことが必要と考えているので、我々もそこも含めて今後の取り組みをしっかりと確認していく。

桜田葉子委員

例えば、今年度の風評対策予算は前年度の倍額を予算計上しているが、汚染水の問題が出てくると、温泉地の宿泊客が半分に減ってしまうというのが現実である。さまざまな課題を的確に解決していくためにもリスク管理は重要であるので、積極的に進めてほしい。

長谷部淳委員

中間貯蔵施設については、本会議の質問や住民説明会においても、最終処分への懸念や、国の説明が具体的でないなどさまざまな意見が出されたが、結局、中間貯蔵施設が先にありきという国の姿勢が全面に出ているような気がしてならない。放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針では、最終処分場の場所や安全性の確保について国が責任を持って行うと明記されていることから、最終処分をきちんと決めた上で、中間貯蔵施設や住民の生活再建、町の復興施策等をしっかり示すのであれば、いつまでたっても中間であり、法制化されたところで何が担保になるのかという不安を皆が持っている。その辺の道筋について、県はもっとはっきりと国に求めるべきと思うが、どうか。

産業廃棄物課長

住民説明会は先月末から今月15日まで県内各地で行われたが、その中で、委員指摘のとおり、「中間貯蔵施設が最終処分場になってしまうのではないか」、「県外最終処分はできないのではないか」といった意見があったことも事実である。そのほかにもいろいろな意見があったが、これらの意見をしっかりと国が受けとめることがまずは大事だと思う。さらに、これまで県や地元は県外最終処分の法制化が必要と申し入れてきたが、用地の取り扱いや生活再建策、地域振興策等さまざまな課題があるので、それらについて国がきちんと考えを示すことが大事であり、引き続きしっかりと求めていく。

長谷部淳委員

今の動きはそうだが、帰還を望む人もいれば、新たな土地での生活を望む人もいる。その判断材料としても、最終処分場を国の責任できちんと決めて、その上で中間貯蔵施設、町の復興、生活再建と筋道を立ててやらなければ、いつまでたっても中間だとの趣旨で聞いている。

産業廃棄物課長

これまで県や地元自治体が求めてきたのは、30年以内に県外で最終処分を完了するための担保として、しっかりと法制化することである。それがなければ話が進まないといわれてきた。

委員指摘のとおり、最終処分が先との意見もあるが、今現在、最終処分場が明確に示される状況ではない。そのため、30年以内の県外最終処分を担保できる考え方として法制化を求めている。その中で、中間貯蔵施設については、県も含め

た地元で判断していくことになると考えている。

長谷部淳委員

なかなか難しい話であり議論が前に進まないが、国は、中間貯蔵施設というある意味で中途半端な施設についての受け入れ合意が先になれば、生活再建策や地域振興策も出せない、合意が先あってそれらが次にあるという対応に見えてしょうがない。その辺はどうか。

産業廃棄物課長

今現在、国は最終処分地について明確な考えを示していない。その中で、県外で最終処分するという閣議決定された内容を担保できる方法として、しっかり法制化してもらおうということである。また、法制化の具体的内容が示されれば、30年以内に県外できちんと最終処分できるようなものかどうか、県が地元とともに確認、検討していく。法制化の枠組みは少しずつ出てきたが、さらに具体的内容をしっかり示すよう求めている。

長谷部淳委員

国を信用できない部分もあるが、30年以内の県外搬出に関する法制化と、中間貯蔵施設受け入れに対する合意の2つを見たときに、私にはどうしても合意があってから法制化に進むという国の姿勢に思えてならない。国の考えは国に聞かなければわからないが、県はどのような働きかけをしているのか。

産業廃棄物課長

県及び地元に対し、中間貯蔵施設設置受け入れの要請があった。この要請を受けて検討を進める上では、県外での最終処分をきちんと担保できる考え方を示すよう国に求める必要があり、それが法制化ということである。現在、内容を明確にして示すよう求めており、どのような内容が出てくるか、地元とともにしっかり見ていく。

本田朋委員

廃炉の監視について、4月から現地駐在員を置き、現地で情報収集に当たっているということだが、これまではオフサイトセンターで発電所の状況を監視していたと思う。今後、オフサイトセンターをどのように整備していくのか。

原子力安全対策課長

大熊町にあった従来のオフサイトセンターについては、震災当時の高線量や施設の損傷により復旧が必要な状況になっており、第一原発については南相馬市、第二原発については楢葉町というように、それぞれの原発の状況に応じた対応ができるよう2カ所に整備する準備を進めている。現在、候補地の選定や建物の設計等が完了したところであり、今年度建設に着手し、平成28年4月からの運用開始を目指して準備を進めていきたい。

本田朋委員

第一原発は廃炉が決まっており、発電するわけではないので、通常のオフサイトセンターとは体制等が違ってくると思うが、どのような体制で運用していくのか。

原子力安全対策課長

オフサイトセンターの機能は、原発事故が発生したときの対応が中心である。第一原発の事故に対応しているオフサイトセンターは、今は一時的に県の自治会館にあるが、南相馬市に建設された暁には、状況に応じてそこに移転することも検討する必要がある。ただ、今の原発事故の収束、廃炉への取り組みについては、原子力規制庁の規制事務所や資源エネルギー庁を中心とした現地事務所が中心となって監視していくことになる。なお、規制事務所はオフサイトセンターに入る方向で調整を行っている。

安部泰男委員

仮設住宅及び借り上げ住宅の供与期間について、双葉郡からの避難者との懇談会でよく言われるのが、年度末ぎりぎりにならないと延長になるのかわからず、全く見通しが立たなくてどうなっているのかということである。

原子力損害対策担当理事の説明では平成28年3月まで延長になったということだが、先日、岩手県では向こう5年間延長するような報道があった。それまで復興公営住宅の整備が間に合わないために延長するものと受けとめたが、その意味



では、本県は28年3月までで仮設住宅や借り上げを使わなくてよい状態になると理解してよいか。

避難者支援課長

さきの報道で、岩手県では供与期間を8年間に延長するという報道があった。復興公営住宅の整備状況を考慮してという話である。しかし、災害救助法の法制度上、供与期間の基本は2年であり、その後関係法令の規定により1年ずつ延長するものである。仮設住宅はあくまで仮設であり、未来永劫住める住宅ではないことから、安全性や耐久性等をその都度確認しながら延長する仕組みになっており、これは岩手県も本県も同じである。

本県では今回1年間延長し、平成28年3月までの5年間ということであるが、本県の復興公営住宅は、27年度までは第一次整備計画、第二次整備計画では28年度以降の早い時期に整備していくこととしているので、仮設住宅等の供与期間については、復興公営住宅の整備状況を見ながら考えていくことになる。

安部泰男委員

岩手県の8年延長とは、供与期間の合計が8年になるという意味だと理解した。本県は再来年までであることから、5年という理解でよいか。

避難者支援課長

マスコミ報道の範囲であるが、岩手県の都合8年というのは、復興公営住宅の整備見通しが平成29年度あるいは30年度であることから、発災の23年3月から7～8年という話だと理解している、本県の復興公営住宅は27、28年度ということであるので、仮に28年度中であれば6年間となるが、先ほど説明したとおり、全体の整備状況等を見ながら対応していきたい。

円谷健市委員

理事の説明要旨の中で、「先月15日には、原子力損害対策協議会として～緊急要望を行った」とあるが、この緊急要望は、けさの新聞等で報道されている浪江町のADRの件も含めたものだったのか。

原子力損害対策課長

先月15日の緊急要望は、多くの被害者に共通する損害については指針に反映して的確に賠償すべきということ求めてきたものである。そのきっかけの1つは、浪江町のADR集団申し立てに対する和解案が、例えば避難の長期化や75歳以上の高齢者の避難生活がより困難であることなどの事情を踏まえたものだったことである。そういった内容であれば、多数の被害者に共通する損害であることから、ADRへの申し立てによらず、国の審査会で審議し、指針に反映すべきという趣旨で要望を行った。

円谷健市委員

けさの新聞報道では、このADRの和解案の一部を東京電力（株）は拒否したということである。県としての対応は難しい部分もあると思うが、和解案を拒否されたことによってこれから起こり得るいろいろな問題等に対し、県はどのような考えで進めていくのか。

原子力損害対策課長

これまで原子力損害対策協議会として、東京電力（株）に対し、ADRの和解案について積極的に受け入れるよう繰り返し要求活動を実施してきた。個別の案件について対応するのはなかなか難しいが、ADRの和解案を尊重することについては、これからも繰り返し求めていきたい。また、先ほど話したとおり、多数の被害者に共通する損害については指針にきちんと反映し、広く賠償されるようあわせて求めていきたい。

長谷部淳委員

トレンチ内の汚染水問題について、原子力規制委員会では最大の潜在的な危険だとしている。一般質問の答弁は、タービン建屋とトレンチの間を凍結し、止水した上で汚染水を抜き取るというものだったと思うが、聞くところによると、一昨日の原子力規制委員会の定例会議の中で、4月半ばごろからその対策を始めたが、どうも十分凍結しないとの報告があったという。東京電力（株）は、汚染水が流れ続けているため凍結しないのではないかとやっているようだが、一般質問

の答弁と違う展開になってきている。その辺、東京電力（株）から報告を受けているか。また、県の対応について改めて聞く。

原子力安全対策課長

現在、2号機建屋とトレンチの接続部において、そこを凍結させ、汚染水を除去する作業が行われている。ただ、凍結させるために水を冷やすのは当然だが、委員指摘のとおり、水の流れがあることが凍結を阻害する要因の1つになっているという。建屋とトレンチ内の水位に若干の差があることによって、そのような流れが生じていることが原因と推定されている。

そのため、一刻も早く止水できるよう、1つは、建屋の汚染水を処理するために別な建屋に移送する作業を行っているが、これを少し抑えることによって、建屋からトレンチに行く水の流れを少しでも抑えることとしている。また、凍結止水を試みている箇所と建屋との間にグラウトというセメントのようなものを流し込み、それによって水の流れを少し抑え、さらに凍結管をふやして凍結を促進し、所期の目的を達成していく対応がとられる予定である。県としても現地駐在や廃炉安全監視協議会により、取り組みの内容や実際の現地での対応をしっかりと確認していきたい。

長谷部淳委員

地下水バイパスのNo.12の揚水井から2,000 Bq/lを超える高い濃度のトリチウムが検出された。県は運用目標値を厳格に遵守するよう求めているが、運用目標値がどういうものなのかよくわからない。高い濃度の放射性物質が検出されれば、運用目標値の遵守ということからすると、その水はほかの水と混ぜて流すことはしないと思っていたが、全体と一緒に薄くなれば流してもよいという運用目標値なのか。

原子力安全対策課長

地下水バイパスの排水基準の考え方について、まずは12本の井戸からくみ上げた地下水をタンクにためるが、そのタンクにおける運用目標値であり、排水する上で、タンク内のセシウムやトリチウム等の基準を定めたものである。これは原子力規制庁や東京電力（株）など関係機関が協議して決めたものであり、我々が求めているのも一時貯留タンクでの排水基準の遵守である。

なお、高濃度のトリチウムが検出された揚水井については、運用目標値はタンクで見るが、これを超えたときに上昇し続けるのかなど、しっかり傾向監視することが必要と考えている。超えた場合は、例えば測定頻度を週1回から週2回にふやす、第三者機関とのクロスチェックをしながら数字の正確性を保っていく、さらにタンクにおける影響評価をしっかりと行うなどを求めているところであり、引き続き、そういった傾向監視等の内容についてしっかり監視していきたい。

長谷部淳委員

先ほどのトレンチから漏れ出すのではないかという話もそうだが、高い濃度の汚染水をくみ上げる井戸が1つはあることがはっきりしたことから、それがタンクで薄まって流せることになったとしても、漁業者にとっては、高濃度の汚染水が流されているという認識になるのは当たり前のことである。漁業者はそこを非常に危惧している。断腸の思いで地下水バイパスを受け入れた経緯もあることから、汚染した水は絶対に海に流さないことを原則として国や東京電力（株）が対応するよう、県としても厳しく願う。要望とする。

